

検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

- ・即時義歯においては、装着と同時のT-コンデの算定が可能です。
病名は「MT → 床下粘膜異常」となります。

- ・歯周病患者画像活用指導料【P画像】は、歯周病検査を実施する場合に継続的な管理を行うにあたって必要なカラー写真を撮影、活用して患者またはその家族に療養上必要な指導を行った場合に算定するもので、歯周病検査と同日でなくても検査実施前か実施後のどちらか一方での算定もできます。
ただし、P画像のみの算定でP検査が翌月になる場合は、「翌月P検査予定」等の摘要欄記載をお願いします。

- ・暫間固定の算定において、摘要欄に「エナメルボンドシステム」の記載があるにも拘わらず、230点（530点）で算定されているケースが散見されます。エナメルボンドシステムの場合、200点（500点）での算定となり、装着材料料の算定も不可となりますのでご注意ください。

	エナメルボンドシステム	線結紮法	レジン連続冠固定法
印象	算定不可	42点	42点
B T	算定不可	算定不可	57点・187点・283点
簡単（困難）	200点（500点）	230点（530点）	230点（530点）
装着材料料	算定不可	17点×歯数	4点×歯数
修理	算定不可	算定不可	70点
除去	算定不可※	30点	30点

※ 外傷の場合算定可（30点）

- ・オンライン請求をした場合に接続できなかったりログインできなかった場合には受け入れ側のシステムの不具合等が原因の場合があります。その際は一度支払基金または国保連合会のホームページ等でのご確認をお願いします。

- ・オンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置が令和5年12月末で終了しました。
令和6年1月からは従来の点数算定となるとの伝達を行いました、その算定についての補足です。
以下、ご注意ください。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・2について

初診時	マイナカードあり※1	2点	医シB
	マイナカードなし※2	4点	医シA

- ※1 マイナカードをお持ちの場合でも、医療情報等の取得に同意いただけない場合には、マイナカードなしの点数となります。
- ※2 他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合には医シAの算定はできず、医シBの算定となります。

～社保相談窓口～

- Q. 半年前にCAD/CAM冠の形成・印象を行ったまま来院が途絶えた患者が今月来院しました。製作済みのCAD/CAM冠を装着する場合、初診料の立上げはできないでしょうか？
- A, 患者の任意中断と考えられますので、歯管に準じて2ヶ月経過すれば初診の立上げは可能で、CAD/CAM冠も算定できます。ただし、このような場合、同一初診以前に形成・印象を算定した旨の摘要欄記載をお願いします。 摘要欄 :○月形成済み
また、傷病名欄には形成・印象時の病名【例:Per】を記載して下さい。